

太田市戸籍事務電子情報処理組織による処理に係るデータ保護管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年5月1日

太田市長 穂積昌信

太田市規則第77号

太田市戸籍事務電子情報処理組織による処理に係るデータ保護管理規則の一部を改正する規則

太田市戸籍事務電子情報処理組織による処理に係るデータ保護管理規則(平成17年太田市規則第8号)の一部を次のように改正する。

第2条中「もの」の次に「(以下「戸籍データ」という。)」を加える。

第5条を削り、第6条第2項中「市民課長」を「戸籍事務主管課長」に改め、同条を第5条とし、第7条を第6条とし、同条の次に次の1条を加える。

(戸籍データ等の管理)

第7条 保護管理者は、戸籍データの漏えい、滅失、棄損等の防止に必要な措置を講じなければならない。

2 戸籍情報システムの処理が可能な端末装置は、来庁者から内容が読み取られない位置及び角度に配置しなければならない。

3 入出力された戸籍データは、電算処理を行う他の業務と連動して処理してはならない。

4 入出力され、不要となった戸籍データは、速やかに復元不可能な処理を施したうえで処分しなければならない。

第8条を削る。

第9条中「磁気ディスク等」を「戸籍データ」に改め、同条を第8条とし、同条の次に次の1条を加える。

(システムの運用)

第9条 保護管理者は、戸籍情報システムの取扱職員及び当該取扱職員の業務処理範囲を定め、個別に入出力を制御するパスワードを設定し、付与しなければならない。

2 保護管理者は、戸籍情報システムのアクセス履歴を常時記録し、利用状況は保護管理者が必要に応じて確認しなければならない。

第10条を削り、第11条を第10条とし、第12条を削る。

第13条を第11条とし、第14条を削る。

別表を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。